

第 2 1 回 徳島県行政不服審査会議事録

- | | | | |
|---|-----|------------------------|-----------------------|
| 1 | 日時 | 平成 3 1 年 4 月 2 2 日 (月) | 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 4 5 |
| 2 | 会場 | 県庁 4 F 4 0 2 会議室 | |
| 3 | 出席者 | 委員 | 県 |
| | | 青野 透 (敬称略, 以下同じ) | 藤本 真路 監察局次長 |
| | | 上原 克之 | 美原 隆寛 副課長 |
| | | 遠藤 理恵子 | 龍田 誠吾 課長補佐 |
| | | 喜多 三佳 | 長谷部 直子 主査兼係長 |
| | | 益田 歩美 | 宮田 研志 主任 |

【会議次第】

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 会長の互選について
 - (2) 会長職務代理者の指名について
 - (3) 平成 3 0 年度諮問第 5 号について
- 3 閉 会

【会議録】

(事務局)

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

委員各位には、前任期に引き続きまして、平成 3 1 年 4 月 1 日から 3 年間の任期中、当審査会の委員をお引き受けいただき、心より感謝申し上げます。

本日は、委員改選後初めての審査会でございますので、会長選出までの間、引き続き事務局で議事進行を務めさせていただきます。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日の議事につきましては、お手元に配付の会議次第のとおりです。

それでは議事に移ります。

議事の 1 番目である「(1) 会長の互選について」でございます。

向こう 3 年間、会務を総理し、審査会を代表する会長を選任する必要があります。

「徳島県行政不服審査会設置条例」第 4 条第 1 項の規定により「審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。」となっておりますので、今期の会長につきまして、御推薦をお願いしたいと存じます。

(A 委員)

引き続き喜多委員が適任かと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ただいま御推薦をいただきましたので、喜多委員に会長をお願いすることによろしいでしょうか。

(異議なしの発言あり)

(事務局)

それでは喜多委員、会長席にお越しく下さい。
それでは、喜多会長から御挨拶をお願いします

(会長)

喜多でございます。委員の皆様方には、本日、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。そして今後3年間、また御一緒にお仕事ができることを嬉しく思います。行政不服審査会については案件も相当多く、お忙しい中、毎月お集まりいただくこととなりますが、互いに研鑽しつつ頑張りたいと思います。至らないところも多いと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、これより喜多会長に議事進行を引き継がせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(会長)

それでは、議事を進行してまいります。

議事の「(2) 会長職務代理者の指名について」に移りたいと思います。

「徳島県行政不服審査会設置条例」第4条第3項の規定により「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。」となっております。

会長職務代理者は、引き続き上原委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの発言あり)

(会長)

それでは上原委員、どうかよろしくお願ひします。

(会長代理)

分かりました。

(会長)

続きまして、諮問案件の審議に移りたいと思います。

ここからの審議につきましては、個人情報保護に関係する内容も含まれておりますので、非公開といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの発言あり)

(会長)

それでは、委員及び事務局関係者以外の方は、御退席をお願いいたします。

(委員及び事務局関係者以外退席)

～以降、非公開～